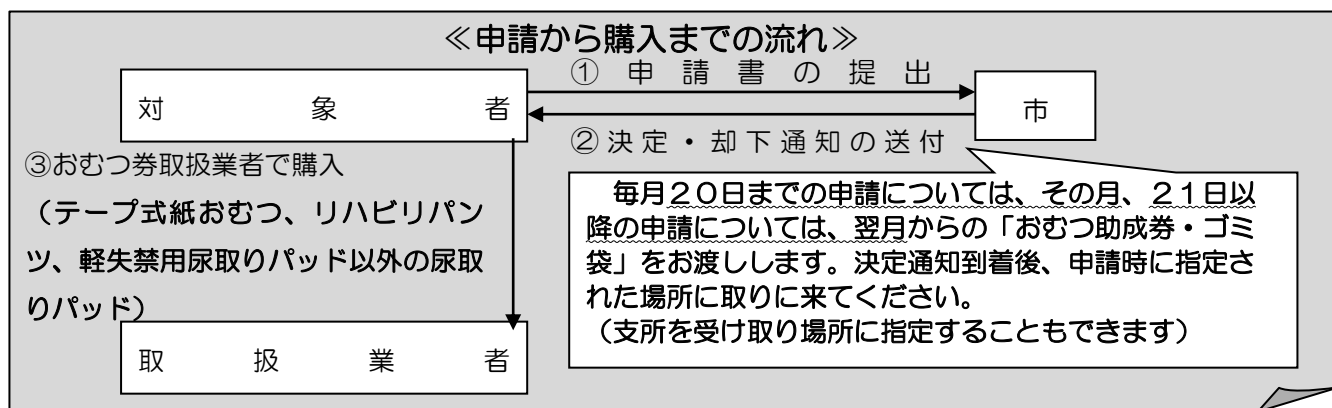


寝たきり高齢者等紙おむつ購入助成事業

▼ 対象者

- ・市内に住所を有し、在宅で介護を受けており、市県民税非課税世帯に属し、常時紙おむつ等（テープ式紙おむつ、リハビリパンツ、軽失禁用尿取りパッド以外の尿取りパッド）を必要としている方であって、かつ、①及び②に該当する方。

- ① 65歳以上で要介護または要支援の認定を受けている方であって、当該認定に係る主治医意見書または認定調査票において、下記のいずれかに該当する方。
 - ▶障がい高齢者の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかに判定されている方
 - ▶認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」「Ⅱb」「Ⅲa」「Ⅲb」「Ⅳ」「Ⅴ」のいずれかに判定されている方
- ② 認定調査票における排尿又は排便の項目において、介助又は見守り等に該当する方。



▼ 助成券で購入できるもの

- ・紙おむつ等（テープ式紙おむつ、リハビリパンツ、軽失禁用尿取りパッド以外の尿取りパッド）
注）上記以外のものは購入できません。また、おつりも出ません。

▼ 助成券の使用方法など

- ・紙おむつ等購入の際に、薬局、ドラッグストア、ホームセンターなどで利用できます。
- ・助成券は、原則1か月に1枚の利用となります（1か月2,500円まで）。
- ・有効期限を過ぎた助成券、および有効期間が始まる前の助成券は利用できません。
- ・紛失した場合の再発行はできません。また、紛失による再発行を目的とした再申請もできません。

▼ 助成券の返還が必要な場合

次の①～④に該当する場合は、在宅で介護している状態ではないため、助成券の返還が必要です。

- ①死亡 ②転出 ③施設入所（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型施設） ④入院

※ ゴミ袋は、紙おむつ等の使用によるゴミを捨てるためのものですので、未使用のゴミ袋がある場合は助成券同様返還してください。

また、有効期間が始まる前の助成券を誤って使用した場合、または対象者様が資格を喪失された後に助成券を使用された場合には、助成金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

▼ 継続にともなう再審査

継続予定者は、毎年、課税状況及び介護認定情報を確認します。再審査の結果、継続利用できない場合もありますので、ご了承ください。